

# 「第7期科学技術・イノベーション基本計画（素案）」に対する見解

2026年3月17日

日本私大教連中央執行委員会

内閣府の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が設置する「基本計画専門調査会」は、2026～2030年度を対象期間とする第7期科学技術・イノベーション基本計画の素案を公表した。

科学技術・イノベーション基本計画は、科学技術・イノベーション基本法に基づき、「科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」（12条）に、5年ごとに国が策定する計画であり、第7期基本計画は2026年3月末までにCSTIが内閣総理大臣に答申し、閣議決定により策定される予定である。

科学技術・イノベーション基本計画は、人文・社会科学を含む科学技術に関する今後5年の具体的政策であり、この計画にもとづいて予算配分も行われる。その内容は当然に、大学の8割を占める私立大学の教育・研究に影響を及ぼすものである。しかし、公表された第7期基本計画素案は、科学技術のあり方を歪める重大な問題をもつものとなっている。

私たちは、以下のとおり、見解を表明し、修正を求める。

## 1. 「科学技術と国家安全保障の有機的連携」について

第7期科学技術・イノベーション基本計画素案（以下「第7期素案」）は、第6期基本計画と大きく異なり、国家安全保障のための科学技術という位置づけを重要な柱として盛り込んでいる。このことは第7期素案の重大な問題点である。

第7期素案は、現状認識として、「地政学的リスクが顕在化し、国家間の緊張が高まる現代において、科学技術・イノベーションは、経済・社会の基盤であると同時に、安全保障の観点からも国家の存立を左右する核心的要素となっている」（1頁）、「国際社会は『ルールベースの国際秩序』から、パワー・技術・経済安全保障を基軸とする新たな国際秩序へと大きく移行しつつ」あり「技術覇権を巡る競争は国家総合力の競争そのものへと転化している」（3頁）と述べている。こうした情勢認識を前提にして、科学技術政策と国家安全保障政策との「有機的な連携を一層強化」し、「政策体系を構築」すること、そのためのデュアルユース研究を推進していくこと等へ、これまでの「科学技術・イノベーション政策の転換」（11頁）をはかる、と打ち出している（42～46頁）。

### （1）「国家安全保障」のための科学技術という位置づけは、科学技術・イノベーション基本法を逸脱している

第7期科学技術・イノベーション基本計画の策定は、科学技術・イノベーション基本法（以下「基本法」）に基づいている。基本法が掲げる目的は、「科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進」を図り、「我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上」とともに、「世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展」に貢献すること、である（第1条）。

第7期素案が、国家安全保障のための科学技術研究をすすめる、という位置づけを盛り込むことは、基本法が目的とする「経済社会の発展と国民の福祉の向上」にも、ましてや「世界の科学技

術の進歩と人類社会の持続的な発展」にも反している。

第6期基本計画までは、国家安全保障目的は、当然のことながら盛り込まれていなかった。

国家安全保障目的を掲げることは基本法を逸脱しており、基本法を逸脱する第7期基本計画の策定は法律的根拠がない。第7期基本計画から国家安全保障目的を外すべきである。

## (2) 国家安全保障目的の研究は科学研究の国際性に反する

第7期素案では、「同盟国・同志国等」という敵と味方を分けるような表現も多々みられる。

しかし、科学研究という営みは、国境を越えた研究者間のアカデミーによって、成果が検証され、共有されるものであり、人類に共通する国際的で普遍的な性格を有している。科学技術の発展やイノベーションは、国際協調のもとでこそ前進するものである。国際連携について「同盟国・同志国等」とに限定しようとする第7期素案の方向性は、国家安全保障と科学技術を融合させることで生じるものであり、基本法の目的である「世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展」を阻害する。

基本法は第3条で、「科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針」を定めているが、その第1項は「科学技術・イノベーション創出の振興は、科学技術及びイノベーションの創出が我が国及び人類社会の将来の発展をもたらす源泉であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることに鑑み…人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、積極的に行われなければならない」と定めている。この定めからすれば、政府の責任は、さまざまな国際機関や多国間の国際協調をすすめ、緊張緩和の努力を重ね、「ルールベースの国際秩序」への復帰・回復による国際関係の正常化をはかることにこそある。

国家安全保障目的に科学技術研究、それが行われる大学を巻き込むことは、「人類社会の将来の発展」に資するという科学技術の本来のあり方を歪めるばかりか、教育基本法の「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造」という大学の定めをも逸脱するものである。

加えて、我が国の研究者には、憲法上、学問の自由が保障されており、テーマの設定、研究方法、導き出す結論について、政府の意向から独立し、国際的な研究者集団との連携を取りながら真理を探究していくことが可能となっている。こうした民主的な研究環境の中で、戦後の日本の研究者たちの学問成果が数多くのノーベル賞受賞につながったのである。こうした研究環境を充実・発展させる施策こそ、基本計画が示すべき施策である。

## (3) 安全保障目的のための科学技術への投資は国民経済を圧迫する

第7期素案は、「基礎研究から人材育成、社会実装、産業競争力の強化に至るまで一貫した政策形成を通じて、イノベーションを生み出すための日本全体の社会システムの再構築を目指す」としている(2頁)。しかし、国家安全保障目的の研究は、機密性、秘匿性という義務を伴う。したがって、民生用の科学技術研究ほど広く知識が拡散せず、直接的なイノベーション波及は限定的になりやすい。国家安全保障目的の研究を強化することが経済成長につながるかのように主張していることは、誤りである。

2026年度予算案における防衛関連費は、前年比3.8%増の9兆353億円で過去最大を更新し、

初の9兆円台とされた。国家予算（一般会計）総額の7%にも達している。安全保障目的のための科学技術予算に巨額が投入されることで、国民経済を圧迫し、結果として、民生用の科学技術に投資される資金も確保できなくなる危険性がある。この意味でも、イノベーション創出につながるとはいえない。

#### （4）「デュアルユース研究」の無定見な拡大の危険性

第7期素案は、「デュアルユース技術の優位性を中長期的に維持・向上していくことは、国家安全保障や経済成長の観点からも不可欠であり、産学官が連携して、基礎的段階を含め、デュアルユース技術の研究開発を推進する」と明確に打ち出した（42頁）。

しかし、そもそも日本学術会議が行ったような「デュアルユース研究」の定義に関する検討がなされておらず、「デュアルユース研究」の定義が示されていない。その結果、素案のいう「デュアルユース研究」は、防衛装備庁から委託される研究成果は公開可能としてきた政府見解を覆しかねないものである。

また、第7期素案は、「国家及び国民の安全を経済面から確保するため、国家安全保障の強化の基盤となる科学技術・イノベーション力の強化が不可欠である」（43頁）として、経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）などの推進を掲げている。K Programには、すでに2回の補正予算で5,000億円が計上されているが、防衛省の判断で軍事技術として活用できるとされており、プログラムの参加者には、罰則付きの守秘義務が課されるものとなっている。

留意すべき条件を付することなく、大学や公的な研究所に、軍事研究を行わせることは、科学技術のあり方を歪めることであり、研究力の強化に逆行する。

#### （5）気候危機や平和などのグローバル課題、公共の福祉への貢献こそ明記すべき

第7期基本計画は、第6期基本計画の後継として策定されるものである。第6期基本計画では、科学技術政策の目的として、グローバル課題解決（気候危機打開など）への政策的貢献と国民一人ひとりにもたらす恩恵をあげていた。具体的には、「地球規模課題の解決を世界に先駆けて達成し、国民の安全・安心を確保することで、国民一人ひとりが多様な幸せを得られるようにする」ことを大目標の筆頭に掲げ、カーボン・ニュートラルの実現、自然災害対策、等々が施策として示していた。

ところが第7期基本計画は、科学技術についての国際的な競争の激化という対立面ばかりを強調し、第7期基本計画が前提とするはずの第6期基本計画で掲げられていた上記のような施策は削除されている。

科学技術における競争において優位にたつことは重要であり、そのための方途は具体的に検討され、示されなければならないが、そうした科学技術競争の成果は日本国民を含むすべての人々の生活向上や地球規模の問題解決に活かされなければならない。その方向性を打ち出すことこそ、日本の国際社会における地位を高めるものである。

また、第7期素案がいう目指すべき未来社会は、科学技術・イノベーションの推進によって、安全保障も経済成長も社会問題の解決も個人の幸福も達成されるとしているが、この科学技術の役割についての認識は、間違っている。安全保障においては外交政策と外交努力が、経済成長につ

いてはその鈍化の原因である富の偏在、消費市場の縮小、国内経済の形骸化が、社会問題の解決については、従来の政策の検証と政治の責任が、個人の幸福については多様性の確保、基本的人権の尊重が、検討すべき政策の基本ファクターである。これらを見捨て、科学技術・イノベーションの役割を不当に強調した「目指すべき未来社会」は妥当性を欠いている。

東日本震災後に策定された第4期基本計画では、目指すべき国の姿として、1) 震災から復興、再生を遂げ、将来にわたる持続的成長と社会の発展を実現する国、2) 安全で豊かで質の高い国民生活を実現する国、3) 大規模自然災害など地球規模の問題解決に先導的に取り組む国、4) 国家存立の基盤となる科学技術を保持する国、5) 「知」の資産を創出し続け、科学技術を文化として育む国を挙げていた。このように、国民が理解し、共鳴できる未来を示すべきである。

## 2. 研究力の低下の原因は研究者の身分の不安定化にある

第7期素案の基本認識は、研究力の低下に対する危機感であり、特に「Top10%補正論文数」に示される国際的な研究力の低下である。将来のノーベル賞受賞者の減少としても意識されている。また、国際的な研究力を支える大学や公的な研究所の論文数や研究者の研究時間の減少、博士後期課程進学者の減少、停滞、若手研究者が冷遇されている事実を問題としている。これらの基本認識に異論はない。しかし、これらの原因は、任期の定めのない研究職のポストが減らされてきたこと、大学教員等の任期に関する法律によって不安定雇用の研究者が増えていることにある。第7期素案にはこの認識がみられず、したがって安定した身分と処遇をうける研究者ポストを増やすという方針が盛り込まれていない。

研究力確保のためには、身分保障のある研究職の数を増やし、ビジネスとのリンクのための作業や教育、大学行政の時間的な比重を上げていく方策が必要である。

2021年に科学技術基本法を改正して科学技術・イノベーション基本法が制定された際、国会の附帯決議で「我が国における科学技術の水準の長期的な向上を図るため、研究者等の雇用の安定を確保する」よう努めること、とされており、これを尊重すべきである。

第7期素案において、研究者・教員の雇用は期間の定めのない雇用を原則とすること、そのための予算措置を講じることを明記するよう求める。

## 3. 基礎科学の軽視、イノベーション創出への偏重を改めるべきである

現在の科学技術・イノベーション基本法は、1995年制定の科学技術基本法を2021年に改正したものである。この改正で「イノベーションの創出」を目的に加えたことにより、科学技術の発展を企業活動の利益獲得につなげることが優先され、基礎科学・基礎研究が軽視されることとなった。

科学技術基本法のもとでの第4期基本計画では、明確にされた課題を達成するための研究と独創的な研究成果を生み出す研究（基礎研究）の二つがあると明確に区別されていた。そして、後者の長期的視野にたった基礎研究、自由な発想に基づいておこなわれる基礎研究の抜本的な強化が重視されていた。

しかし、第7期素案は、「基礎研究から人材育成、社会実装、産業競争力の強化に至るまでの一貫通貫の政策形成」(2頁)や「基礎研究から社会実装までの加速度的短縮」(4頁)が強調されて

おり、基礎科学を振興する必要性が蔑ろにされている。自由な研究者の創造性を発揮する基礎科学を軽視することは、イノベーションに繋がる科学的知見の利用可能性を失うことであり、研究力の低下にもつながっている。豊かで自由な基礎研究の基盤が形成されてこそ、産業競争力を強化するに至るまでの科学技術の発展をもたらす。短期の成果を求める方向は、このような発展を妨げるものとなりかねない。

先に触れた国会の附帯決議では「今後の科学技術政策がイノベーション創出に偏重することのないよう、科学技術基本法の本来の目的である科学技術の振興とイノベーション創出のバランスに十分留意すること」とされている。基礎科学の性格を明記して、重視するよう求める。

#### 4. 私立大学の淘汰政策を撤回し、基盤経費の変質をやめ抜本的増額を明記するよう求める

##### (1) 私立大学の淘汰政策

第7期素案は、「第2章 知の基盤としての『科学の再興』」の「6. 基盤経費の確保と大学改革の一体的推進等」(29頁)において、大学について、「我が国の研究力強化と地方におけるアクセス確保の両立に向け、高等教育機関の機能分化と、再編・統合を含めた規模の適正化を推進する」としている。これはこの間、中教審「知の総和」答申(2025年2月)や、「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」等の会議体において、今後の私立大学政策を、①地域から必要とされる人材育成を担う地方私大の支援、②国際競争力の向上に向けた私立大学の研究力と日本の産業を支える理工農系人材の育成、③再編・統合等による規模の適正化に向けた私大の経営改革強化、という3つの方向に転換するとしたことを、そのまま盛り込んだものである。すなわち、主に私立大学に対して行われている定員割れ私大への淘汰政策を、基本計画に位置づけ推進していくこととしている。

しかし、私立大学の淘汰政策は、科学技術の振興、イノベーションの創出と正反対の施策である。大学専任教員約20万人のうち12万人(約6割)は私立大学の教員である。私立大学を淘汰し、研究者の働く場を奪っていくことは、科学技術の振興に重大な打撃を与えることは明らかである。

また、基本法は、2021年の改正によって「科学技術」には自然科学だけでなく、人文・社会科学も含むものとされ、人文・社会科学の振興が明示的に含まれることになった。それを受けて第6期基本計画には「人文・社会科学の振興と総合知の創出」に一定の記述が割かれている。ところが第7期素案では、「人文・社会科学の振興」について一切触れられていない。そればかりか、私立大学に対して理工農系への転換を誘導・強制することは、本法の制定経緯、趣旨に反している点でも問題である。

「規模の適正化」という私大淘汰政策を撤回し、私立大学の基盤経費の抜本的拡充という振興策をこそ明記するよう求める。

##### (2) 基盤経費の確保

第7期素案では、「基盤的経費の確保」という言葉が随所にみられる。

国立大学については、「近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、国立大学法人運営費交付金・施設整備費補助金等の基盤的経費を着実に確保する」とし、「国立大学法人運営費交付金について

は、・・・安定的に支援して行くことができるよう、その在り方を見直していく」、「良好な研究環境確保に必要な施設整備費補助金については、建築資材高騰・労務費の上昇等の影響や、老朽施設の増大を踏まえ、安定的に確保する」(31頁)と述べている。

一方で、私立大学の助成については、「物価上昇等をふまえつつ」とはいうが、「成長分野の人材育成や、研究環境の充実に取り組む大学等を重点的に支援する枠組みを構築する」とし、そのために一層の重点配分をすすめることとされている。私大経常費補助も、定量的基準で配分されるべき一般補助にまで重点配分が持ち込まれ、私立大学の教育・研究基盤を不安定化させている。重点配分をやめ、補助率が8%台でしかない私大経常費補助を抜本的に増額するの でなければ、基盤的経費を確保したことにはならない。また、私大経常費補助の少なさが、高い学費の原因となり、修学困難をもたらしているという言及がないことも問題である。

第7期素案は、「先導的な研究環境の確保により教員の研究時間割合 50%以上等を実現する研究大学が20大学以上となることを目指す」としている。しかし、科学技術の振興のためには、わずか20大学だけではなく、私立・公立・国立の設置者の違いを問わず、すべての大学の基盤経費を充実させるべきである。

### (3) 私立大学における研究の軽視

国立大学については、「第7章 推進体制・ガバナンスの改革」の「2. 基盤的経費の確保と研究大学における抜本的なマネジメント改革の加速」(63~64頁)の項でも、「国立大学法人等の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金について、物価・人件費の上昇等を踏まえつつ、基礎研究の充実等を行うため、大幅な拡充を図る」と明記している。これは、国立大学の運営費交付金の減額と競争配分が、研究力の低下につながったという点を認め、一定の是正をはかろうとするものとも見える。

しかし、この項に私立大学への言及は一切なく、私立大学の研究力を甚だしく軽視するものというほかに、不当である。日本の理・工・農の大学生の学部6割強・修士3割強・博士1割強が私立大学に在学している。世界大学ランキング2024では、世界のトップ6.1%の中に私立大学50校(国立は58校)がランクインしているというデータもある。私大経常費の2分の1補助を早期に達成する計画こそ、基本計画に明示すべきである。

## 5. 基本計画の作成は、日本学術会議をはじめ広くアカデミアと国民からの批判と検証を受けながら立案すべきである

科学技術の将来は、極めて公的、社会的な性格を有している。幾たびも指摘したとおり、2021年の基本法は、「科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進」によって、「経済社会の発展と国民の福祉の向上」、「世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展」に貢献することを目的としている。こうした人類福祉の向上に対して重要な役割を果たす科学技術の基本計画は、その目的を達成するにふさわしい策定プロセスに基づかなければならない。科学、学術の世界は、多くの現場の研究活動、その周りの教育活動からなりたっているのであるから、研究者や技術者、国民による検証と検討プロセスの確保が必要不可欠である。

ところが基本計画を策定している CSTI は政権の中樞の者たちから構成され、財界の意向は反

映しやすいが、担い手である多様な研究者からの検証や批判の場や国民への説明責任は十分とは言えない。政府から独立した機関であり科学者コミュニティを代表することが期待されている日本学術会議は、「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言」（2024年11月）を公表しているが、その内容はほとんど反映されていない。しかも、第7期素案には、これまでの基本計画と異なり、日本学術会議を尊重するという言及もない。

第7期素案は、CSTIの「司令塔機能の強化」（64頁）を主張しているが、修学支援制度の制度設計、国際卓越研究大学の新設、日本学術会議の法人化は、関係する省庁と関係する様々な当事者の意向を踏まえずにCSTIの主導で進められてきたことで、研究者や国民からの強い批判を招く結果となっている。

第7期基本計画の確定にあたっては、学協会や日本学術会議との対話、技術者グループとの対話、その他関係者との討論、国会での審議を行うなど、議論を十分に尽くすべきである。

## 6. 指標・目標について

第7期素案は、末尾に「第7期科学技術・イノベーション基本計画の指標と目標」を掲げている。この内容について、以下のとおり3点を述べる。

### （1）研究時間の確保

第7期素案は、「第1・第2グループ等<sup>※</sup>の大学の研究時間（教員の職務活動のうち、研究活動が占める割合）を32.2%（2022年度）から50%（2030年）に引き上げる」ことを掲げている。

対象大学を限定していることは問題であると同時に、この目標を実現するための方策を示すべしである。教員の役割分担や会議の見直し（63頁）とはあるが、一部の研究者の研究時間を増加させると他の研究者の研究時間は減少する。あるいは学生に対応する時間は減少する。必要なことは、前述したとおり、安定した身分の研究職のポストの絶対的な増加である。

※科学研究のベンチマーキング（NISTEP）による、大学全体における論文数のシェア1%以上を占めるグループ

### （2）女性の割合

「大学の教授等（学長、副学長及び教授）に占める女性の割合を19.6%（2024年）から23%（2030年）に引き上げる」という目標は、あまりにも低く問題である。第5次男女共同参画計画および第6期科学技術・イノベーション基本計画では、「大学の教授等（学長、副学長及び教授）に占める女性の割合」について、2025年度に23%とすることが目標に掲げられていた。すでに達成しているべき目標を、5年後に先延ばしたものにほかならない。より高い目標を掲げて積極的に取り組むべきである。

### （3）留学生の受け入れ

「指標と目標」のなかに、留学生受け入れ計画が挙がっていない。第4期基本計画では、「世界トップレベルの基礎研究の強化」の推進方策において、海外の優れた研究者や学生の受け入れの促進方策が示され、「留学生30万人計画」に基づく優秀な留学生の獲得が記されている。研究力

の向上のためには、海外との交流は是非とも必要であり、留学生をその視野の外におくことは問題である。

以 上